

街路樹のあり方について (検討案)

建設局 公園緑化部

平成29年10月

1. 背景

- 街路樹は、都市防災機能向上や自然環境・生物多様性の保全、都市環境の改善、都市の個性や魅力の向上など、多様な機能を有しており、自然のみどりが少ない大阪市の特性から、これまで都市公園や街路樹を中心に量的充足に重点をおいて取り組んできた。
- 一方で、街路樹は道路空間という劣悪な環境のもとで生育しており、道路付属物として道路交通の安全確保に支障をきたすことが無いよう管理する必要がある。国土交通省は「安全かつ円滑な交通の確保」に、より重点を置くことを明確化するため、平成27年3月に「道路緑化技術基準」を改正した。
 - 「植栽の健全な育成」とともに、「道路交通の安全の確保」により重点を置く
 - 管理基準を明確化するとともに、適切な更新の実施を記載
- さらに、今後とも大阪市は厳しい財政状況が続くことが予想されるなか、効率的・効果的また選択と集中により、道路交通や市民生活の安全確保およびライフサイクルコストの観点から、将来にわたり適正な水準で持続可能な管理を行っていく必要がある。

➤ 街路樹本数

(本)

高木	低木	合計
164,000	6,107,000	6,271,000

- 平成27年度末現在
- 街路樹の高木本数は、中木を含む。

2. 今後の管理方針(案)

【基本的な考え方】

道路交通や市民生活の安全を第一に確保したうえで、道路のグレードやエリアに応じメリハリをつけた管理水準を設定。

道路のグレードやエリアでメリハリをつけた管理水準(案)

維持管理レベル		a	b	c
管理水準		都市景観の魅力を向上させる 矯正型自然樹形を活かした剪定 (路線の樹形・樹高統一等)	道路交通機能を確保した剪定 (強剪定による生育抑制を含む)	最低限実施すべき剪定
維持管理レベル (※1・2)		・高木概ね1回/1年 ・低木概ね1回/1年	・高木概ね1回/3年 ・低木概ね1回/1年	・道路交通の安全確保のための対応を 除き、定期的な剪定は実施しない
街路樹	景観計画重点届出区域	対象: ・重点届出区域 (堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋、土佐堀通)	—	—
	御堂筋			
	幹線道路 (※3・4)	・重点届出区域と交差する幹線道路 および緑化重点地区内の道路 (中央大通、長堀通)	—	—
	その他 (幹線道路、生活道路)	—	対象: aを除く幹線道路及び生活道路	—
臨港地区、工業地域の 幹線道路等		対象: 歩行者等が利用する道路	対象: 概ね車両のみが利用する道路	

※1 視距阻害・視認障害の防止、建築限界確保のための剪定や刈込、支障枝撤去は、全ての管理レベルにおいて実施
 ※2 定期的な樹勢点検およびその結果に基づく緊急対応は、全ての管理レベルにおいて実施
 ※3 景観法に基づく「大阪市景観計画」に規定する重点届出区域
 ※4 重点届出区域7地区のうち、国道2号と中之島を除く

- 市民生活の安全確保を第一に、道路交通の安全に支障をきたしているもの(視距阻害、視認障害、根上りなど)について、一定抑制の方向で計画的・段階的に生長の緩やかに樹種への転換や樹木更新等を実施。
- 大径木化、高木化等により、健全な樹勢や樹形、良好な景観が維持できなくなる場合には、計画的・段階的に生長の緩やかな樹種への転換や樹木更新を実施。